

2005年7月12日

東びわこ農業協同組合
代表理事組合長 村田 栄 様

巨額融資の責任を追及し、
農協を守る準備会
代表 手原 政 良
住所 彦根市田原町 249
電話 43 - 3882

破綻先債権問題等についての要請書

はじめに

私たちは健全な運営、“協同組合”らしい「みんなの農協」をとりもどすことが求められていると考えます。

いま、日本農業は輸入野放しと価格政策の放棄による国内生産の縮小・自給率の低下、農地の荒廃と農家の経営悪化など深刻な事態におかれています。

このような時期だからこそ、農業協同組合法の第1条で定める目的とJA綱領を運営・取り組みの原点に据え、組合員を主役にし、農協労働者、地域の消費者との協同を広げる方向が不可欠ではないでしょうか。農協が農産物の加工・流通では国内農産物のかなりの割合を扱うという位置で「協同」の力を発揮し、食料自給率の向上をはじめ、安全な農産物の供給に責任を負うことや「地産地消」の取組みなどを通し、信頼を培うことが必要です。

こうした立場から1号議案の内容は、農協本来のあり方から見て、また組合内民主主義から見ても、納得できるものではありません。



私も実は「農協しようゆ」の愛好家
なんです。開かれた「みんなの農協」
という課題は、組合員さんにはもちろ
んのこと、消費者とも事業者とも、そ
して行政とも深くかわる農協にと
っては、大切な問題ではないでしょ
うか。信頼が一番ですからね。
(のぶあき)

議案に突如、破綻先債権9億8千万円と記載され、今期5億円を超える貸倒引当金を増額し、さらに10億円の取り崩しと損金処理基準などの承認を提案する内容となっています。これは、この議案が承認されれば、「処理案」に従って、私達の財産に甚大な損失をもたらすことが予測されるものです。

今回、問題となっている巨額貸付金の回収困難化は、実質2件の貸出先が一般農家事業の資金需要とは異質なるもので、客観的に止むを得ない事情で発生した回収不能ではないと考えられることです。その上、組合員に説明されないまま処理が進められてきたことです。ここに大多数の組合員が不信と不安を抱く元凶があるのではないのでしょうか。

よって、農協組合員への納得いく説明と対応を求め、次の項目を要請します。

健全経営・開かれた農協が求められています

J A 東びわこ総代・組合員のみなさん、市・町民のみなさん
私たちはこのように考え、12日、東びわこ農協常務役員
に、左記の要請書を手渡しました。

「議案否決」を真摯に受け止めてください



1、第8回通常総代会において、1号議案が否決された事態をどのように認識されているか、明らかにされたい。

1号議案は提案説明、質疑応答の後採決され、議長は、書面決議書を入れても賛成少数のため否決と明確に宣告されました。1号議案否決の事態を常勤役員は真摯に受け止めるべきではないでしょうか。

2、私たちは今回議案の会計処理や税法上の解説だけを求めているではありません。破綻先債権に関して、今までの経緯、なぜこのような事態をまねいたか、なぜ今まで放置されてきたのか、経営責任をどのように考えているか、明らかにされたい。

3、問題となっている実質2件の大口融資について、それぞれ次の項目を具体的に明らかにしてください。当初貸付時期と金額、約定利息、返済期日、資金使途、連帯保証人、担保物件とその評価額、現在までの返済額と経過、返済不履行が最初に起きた時期、破綻先債権の認定期日とその理由、競売と資金回収見込み額、損金見込み額、4、「借りた側の責任」を果たさせるためには

毅然とした対応が不可欠です。連帯保証人への対応を含め、回収に当たっての方針はどうか、また「処理」において組合に損害を与えない方策等明らかにされたい。

5、このような重大事態の再発防止策を示していただきたい。
健全経営を進め、信頼されるためには、まず農協の運営・経営を、原点にもどり、ガラス張り、親しみのある運営と経営が必要ではないでしょうか。

全組合員に書面で説明を

以上5項目について、6月22日の公開質問状と併せ、来る16日の臨時総代会で説明していただくとともに、7月19日までに書面にて回答をお願いいたします。加えて、納得のいく説明と対策を全組合員に書面にて示していただきたい。

(前文は裏面に掲載しています)

みなさんのご意見・ご感想などお寄せください。せくださればうれしく思います。

「取り崩し基準」に基づき 約10億円損金処理!?

=1号議案(剰余金処分案など)に関する私たちの見解=

破綻先債権9億8千万円と記載され、今期5億円を超える貸倒引当金を増額して9億7千万円とし、さらに10億円の取り崩しと損金処理基準などの承認を提案する内容となっています。これは、「処理案」に従って、私達の財産に甚大な損失をもたらすことに承認を求めるものです(手原代表の「取り崩し基準」とは、との質問に、回収不能の欠損金処理をすることだと認めました)。しかも、まるで「ヤミ討ち」のように、組合員にわかるような説明は一切ないまま提案されたことに対する不安と不信が「議案否決」に表れたのではないのでしょうか。

巨額融資の責任を追及し、
農協を守る準備会(略称:農協を守る会)
代表:手原政良 43-3882
彦根市田原町249(7月13日発行)